

大治町子育て支援施設個別施設計画

令和3年5月

目次

1 基本事項

(1) 計画の目的と位置づけ	1
(2) 計画期間	1
(3) 対象施設	1

2 施設の状況

(1) 施設概要	2
(2) 施設の役割	3
(3) 利用状況	3
(4) 点検・検査の実施及び結果	3

3 施設管理

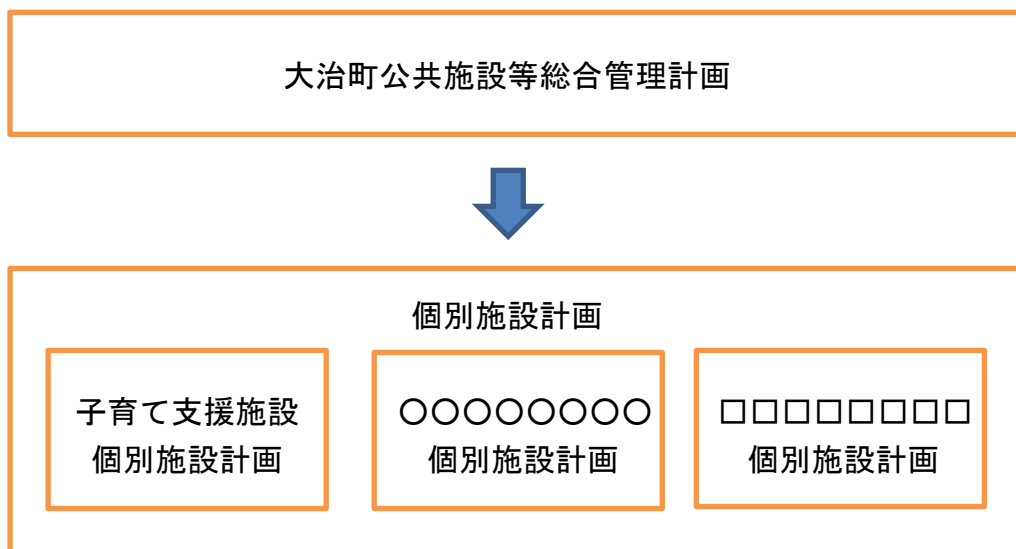
(1) 維持管理	5
(2) 今後の方針	5

1 基本事項

(1) 計画の目的と位置づけ

本計画は、平成29年3月に策定した「大治町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づき、公共施設等の老朽化問題に対応し、財政負担の軽減・平準化を目指していくため、子育て支援施設に係る個別施設の具体的な対応方針を示したものです。

また、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画（インフラ長寿命化計画＝総合管理計画）に基づく実施計画である個別施設計画（個別施設ごとの長寿命化計画）として位置づけます。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、本町を取り巻く社会経済情勢の変化等により、見直しが必要な場合は適宜見直しを行っていきます。

(3) 対象施設

本計画の対象施設は、大治東部児童クラブ、大治西部児童クラブ、大治南部児童クラブ及び児童センターとします。

なお、大治南部児童クラブ及び児童センターは、総合福祉センター内にあるため、この計画に記載のない事項は、別で定める総合福祉センター個別施設計画によります。

2 施設の状況

(1) 施設概要

【大分類】 子育て支援施設

【中分類】 幼児・児童施設

【所管部署】 福祉部 子育て支援課

施設名	大治東部児童クラブ	大治西部児童クラブ
所在地	大治町大字馬島字北割107番地の2	大治町大字西條字松下86番地の1
構造	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造
階数	2階建	1階建
建築面積	152.28㎡	151.93㎡
延床面積	289.92㎡	150.97㎡
敷地面積	716.85㎡	474.93㎡
建築年度	平成30年度(2018年度)	平成24年度(2012年度)
定員	116人	68人
トイレ个数	男子トイレ：(小)4個(大)2個 女子トイレ：4個	男子トイレ：(小)1個(大)1個 女子トイレ：2個
敷地内駐車台数	一般駐車場：10台 車いすマーク駐車場：2台	一般駐車場：5台 車いすマーク駐車場：1台
駐輪場数	1カ所	—

※大治東部児童クラブは、商工会と同一敷地のため、敷地内駐車台数、駐輪場は、全体数として計上。

○総合福祉センター内

施設名	大治南部児童クラブ	児童センター
所在地	大治町大字砂子字西河原18番地	大治町大字砂子字西河原18番地
延床面積	159㎡	1,070㎡
定員	89人	—

(2) 施設の役割

児童クラブについては、放課後や学校休業日に保護者の就労等により、家庭において適切な保育を受けられない児童を対象として、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。

児童センターについては、子どもの地域における育ちを支える場であり、子どもの成長に応じて遊びを通じた健全育成のための事業を展開しています。

(3) 利用状況

平成29年度から令和元年度の3年間の利用状況は以下のとおりです。

施設名	種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大治東部児童クラブ	登録児童 ※月平均	84 (118)	103 (118)	107 (118)
大治西部児童クラブ	(人)	51 (68)	64 (68)	63 (68)
大治南部児童クラブ	下段()内 利用定員	81 (89)	77 (89)	74 (89)
児童センター	利用者数 (人)	9,838	10,120	8,821

(4) 点検・検査の実施及び結果

点検・検査の実施状況及び結果は以下のとおりです。点検・検査の結果については、点検業者からの報告を受けて、「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階で評価しました。

【大治東部児童クラブ】

(令和2年度末時点)

区分 (根拠法令)	点検 番号	点検等名称	周期	点検時期	評価
法定 点検 消防法 (消防法施行規則 第31条の6)	①	消防設備保守委託	2回/1年	機器点検 9月 総合点検 3月	A

【大治西部児童クラブ】

(令和2年度末時点)

区分 (根拠法令)	点検 番号	点検等名称	周期	点検時期	評価
法定 点検	消防法 (消防法施行規則 第31条の6)	① 消防設備保守委託	2回/1年	機器点検 9月 総合点検 3月	A
	浄化槽法 (浄化槽法第11条)	② 浄化槽法定検査 (県浄化槽協会)	1回/1年	2月	C
	浄化槽法 (浄化槽法第8条)	③ 浄化槽保守点検	3回/1年	6、10、2月	A

評価の基準については、以下のとおりです。

評価	基準	状況
A	措置を要しない	問題ない。
B	引き続き観察を続ける	多少の傷みや今後の部品供給の心配はあるが 当面支障なし。
C	軽微な対応を要する	部分的な傷み等が見られるので、軽微な補修 が望ましい。
D	工法等の検討を行い速やかな 対応を要する	傷みがかなり進み、その影響が拡大する恐れ があるため、中規模の修繕をする必要がある。
E	緊急な補修・修繕を要する	重篤な傷みがあり、すぐに大規模な補修・修 繕または交換が必要。

点検・検査の結果を踏まえて、必要に応じて修繕を行っています。そのうち町が行った工事費50万円以上の修繕はありません。また、大規模な修繕の予定もありません。

なお、評価「C」の点検の指摘内容につきましては、以下のとおりです。

点検 番号	指摘箇所	指摘内容	対策
②	ポンプ	ポンプ全壊	補修実施済み

3 施設管理

(1) 維持管理

当該施設は、小規模施設かつ比較的新しく設置された施設であり、今後の維持管理方法においても予防保全は行わず、事後保全の施設として維持管理を行う施設であるため、改修が必要となった際に、修繕内容を検討し管理していきます。

(2) 今後の方針

児童クラブについては、昼間保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童が授業終了後に宿題をしたり一緒に遊んだりする子育て支援施設として位置づけられており、継続して保有する必要がある、利用ニーズに対応できる定員の確保に努めていきます。

児童センターについても、親子の遊び場、同世代の親子の交流の場、子育て相談の場であり、子育て支援を推進するうえで必要な施設であるため、身近な場所で相談ができる機会の提供に努めていきます。